

産業振興課からのお知らせです

ふるさと公園春まつりを開催します

ふるさと公園において春まつりを開催しますので、ご家族連れでお出かけください。

- 日時…5月4日(日)～5日(月) 午前9時～午後4時 ■場所…ふるさと公園
- ふるさと公園…バッテリーカーの運行、ミニSLの運行、ヨーヨーつり、焼きそば・フランクフルト・かき氷の販売、もちつき、大洗町海産物販売など ※詳細は毎戸配布チラシをご覧ください。
- JA農畜産物直売所…農畜産物の値引き販売、みその詰め放題
- 耳飾り館…プラバンキーホルダー作り(無料)
- しんとうワイナリー…しんとうワインの試飲、ワイン2本以上お買い上げの方に粗品を進呈
- ▶お問い合わせは、産業振興課(☎54-2211 内線223)へ

健康・保険課からのお知らせです

人間ドックの検診費を助成します

榛東村国民健康保険または後期高齢者医療制度の被保険者が人間ドックを受診した場合に、その検診費の一部を次のとおり助成します。なお、人間ドックを受診した日の属する年度に、村が実施する健康づくり健診、特定健診または後期高齢者健康診査を受けた方は、助成の対象者であっても人間ドック検診費の助成の申請はできませんのでご注意ください。

- 助成対象者と助成金額
 - ・国民健康保険被保険者…20歳から74歳の方で、国民健康保険税に滞納のない世帯に属する方
 - ・後期高齢者医療制度被保険者…後期高齢者医療保険料に滞納のない方
 - ・助成金額…25,000円または人間ドックに要した費用のいずれか低い額
- 申請方法

人間ドックを受診した後、次のものを持って、お早めにおおよそ2ヵ月以内)健康・保険課で申請をしてください。
- 申請に必要なもの
 - ・榛東村国民健康保険被保険者証または後期高齢者医療被保険者証 ・人間ドック検診費の領収書と検診結果
 - ・印かん ・世帯主名義の預金通帳など口座番号が分かるもの
- ▶お問い合わせは、健康・保険課(☎54-2211 内線141)へ

住民生活課からのお知らせです

生ごみ処理容器の購入を補助します

村では村内の環境美化とごみの減量化を推進するため、生ごみ処理容器の購入に要した費用について、予算の範囲内において補助金の交付を行います。※電動生ごみ処理機は補助対象となりません。

- 補助対象者(法人を除く)
 - (1)購入日及び申請日に村内に住所を有し、かつ、居住していること。
 - (2)購入した生ごみ処理容器を設置し、適正に維持管理できること。
 - (3)堆肥化された生ごみを自ら適正に処理できること。
 - (4)補助金の交付を受けようとする者及びその者の属する世帯員全員が、補助金交付申請時に村税を滞納していないこと。
- 補助金の額

上限3,000円

※補助の対象は、1世帯につき2基の生ごみ処理容器です。

※購入費用が3,000円未満の場合は、購入に要した費用となります。
- 申請手続き

申請書は役場住民生活課で配布、または、村ホームページからダウンロードできます。なお、申請における添付書類として購入に係る「領収書」及び「保証書又は取扱説明書」の写しが必要となりますのでご注意ください。

- ▶お問い合わせは、住民生活課(☎54-2211 内線122)へ



太陽光発電システムの設置に補助金が交付されます

村では、住宅用太陽光発電システムを設置する方に対して、補助金を交付することで環境への負荷の少ないクリーンエネルギーの普及促進を図り、地球温暖化防止に寄与します。

■申請期間

平成26年4月1日(火)から平成27年3月31日(火)まで

※システム設置後(電力会社との受給契約後)60日以内に申請してください。

■補助対象設備

- (1)住宅への設置に適しているもの
- (2)低圧配電線と逆潮流で連携するもの
- (3)電力会社と太陽光契約を締結するもの
- (4)未使用のもの

■補助対象者

- (1)村内の自ら居住する住宅に発電システムを設置していること、又は村内に自ら居住するために発電システム付き住宅を購入していること。
- (2)補助金を受けようとする者及びその者の属する世帯全員が、補助金交付申請時に村税等を滞納していないこと。
- (3)過去にこの要綱による補助金の交付を受けていないこと。

※1 補助金を受けることができる者(法人を除く。)は、上記に掲げる要件をすべて満たす者とします。

※2 県と併用して補助金を受けられます。

■補助金の額

【村内業者による工事の場合】

太陽電池モジュール(太陽光パネル)の公称最大出力1kwあたり5万円(上限4kw、20万円まで)

※補助金のうち、20%(1,000未満は切捨て)は商業振興券で交付します。

【村外業者による工事の場合】

太陽電池モジュール(太陽光パネル)の公称最大出力1kwあたり2万円(上限4kw、8万円まで)

■申請方法と必要書類

詳細に関しては、村ホームページをご覧ください。

▶お問い合わせは、住民生活課(☎54-2211 内線122)へ

平成26年度から地籍調査事業に着手します

村では、本年度から「地籍調査事業」に着手します。初年度は、山子田地内(6区)を計画しています。推進委員を委嘱し、各推進委員と協働して地籍調査事業を展開し、住環境の整備を目指します。

■地籍調査事業の概要

地籍調査事業とは、国土調査法に基づいて実施される土地の調査であり、一筆ごとの土地についてその所有者・地番・地目の調査、境界及び地籍に関する測量を行い、その結果で「地籍簿」や「地籍図」を作成する事業です。地籍調査で作成された地籍簿と地籍図はその写しが法務局に送付され、地籍簿を基に土地登記簿が書き改められ、地籍図が不動産登記法による地図として備え付けられます。

■地籍調査事業の効果

正確な土地情報が登記簿に反映されるため、円滑に土地取引ができるようになります。被災を受けた場合、土地の境界が地球上の座標地として記録されるため、災害復旧作業が迅速に行われます。

■事業全体の手順

まず、事前調査を行った後、土地所有者等の協力を得て土地の境界を確認する調査と、確認された境界を測量する作業を行います。また、まとめられた成果は一般に閲覧された後、認証等の手続きを行い、登記所へ送付されます。

■お願い

事前・事後調査や測量のために、村職員・測量業者等が皆様の土地に許可なく立ち入らせていただく場合がございますが、趣旨をご理解いただきご協力をお願いします。

▶お問い合わせは、建設課(☎54-2211 内線232)へ

榛東村内空間放射線量測定結果について

榛東村内各施設等において空間放射線量を測定しました

村で測定した村内各施設等の平成26年3月の放射線量は次のとおりです。(測定日：3月12日)

■基準値…0.23マイクロシーベルト/時(年間1ミリシーベルト)

※ 原子力災害対策本部が示した面的な除染を実施する場合の被ばく線量

■測定値について…村では、群馬県立県民健康科学大学 大学院診療放射線学研究科専任講師 杉野雅人博士の指導のもと、ハンディー型線量計(A2700型 Mr.Gamma)を使用して空間放射線量を測定しています。

No.	測定場所	測定値(マイクロシーベルト/時)			天気
		地表	50cm	1m	
1	役場・保健相談センター	0.069	0.056	0.058	晴れ
2	北部第2学童保育所(旧庁舎分室)	0.079	0.068	0.055	晴れ
3	中央保育園(兼 うぐいす学童)	0.044	0.045	0.042	晴れ
4	北部保育園	0.059	0.057	0.058	晴れ
5	南部保育園	0.070	0.069	0.064	晴れ
6	南部第2学童	0.075	0.056	0.051	晴れ
7	児童館	0.075	0.071	0.065	晴れ
8	榛東中学校 駐輪場	0.051	0.046	0.047	晴れ

No.	測定場所	測定値(マイクロシーベルト/時)			天気
		地表	50cm	1m	
9	榛東中学校 東グラウンド	0.035	0.043	0.034	晴れ
10	北小学校(兼 北部第1学童)	0.056	0.043	0.048	晴れ
11	南小学校	0.027	0.031	0.025	晴れ
12	北幼稚園	0.066	0.072	0.057	晴れ
13	南幼稚園	0.091	0.084	0.077	晴れ
14	南部コミセン(兼 南部第1学童)	0.069	0.057	0.057	晴れ
15	総合グラウンド	0.056	0.069	0.067	晴れ

▶お問い合わせは、住民生活課(☎54-2211 内線122)へ

産業振興課からのお知らせです

住宅リフォーム補助金制度のご案内

この補助制度は、村民の生活環境の向上を図るとともに、村内の住宅関連産業を中心とした地域経済の活性化を促進するものです。平成25年度に開始したこの補助制度は、平成26年度も継続されます。

■補助対象…(次の①～③のすべてに該当する方)

- ①榛東村に住民登録があり、継続して1年以上居住している方で対象住宅の所有者の方(ただし賃貸住宅や事業用住宅は申請できません。)
- ②住宅の所有者及び世帯全員に村税等の滞納のない方
- ③他の補助・助成制度を受けていない方

■補助額等

- ①補助対象工事費用…20万円以上(税込)の工事
- ②補助率…10%
- ③補助額上限…10万円(うち20%を榛東村商業振興券にて交付)

■補助対象となる工事等

- 外部工事・内部工事・建築設備工事・その他の工事
- ※ 榛東村内業者(法人・個人)が施工する工事に限ります。

■対象期間

平成26年4月1日～平成27年3月31日まで

■申請方法

所定の申請書に必要事項を記入のうえ、添付書類を添えて産業振興課商工労働係へ提出してください。

※ 申請書は工事着工前に必ず提出してください。なお、郵送での受付はできません。

▶お問い合わせは、産業振興課商工労働係(☎54-2211 内線221)へ

子育て・長寿支援課からのお知らせです

東日本大震災義援金について

東日本大震災義援金の受付が、平成27年3月31日まで延長されました。皆さまからお預かりした義援金は、日本赤十字社群馬県支部を通じて被災地に届けられます。なお、平成26年4月1日から平成27年3月31日までにお預かりした義援金は、送金対象が岩手県、宮城県、福島県、茨城県となります。役場子育て・長寿支援課及び社会福祉協議会にて受付していますので、村民皆さまの心温まるご協力をお願いします。

▶お問い合わせは、子育て・長寿支援課(☎54-2211 内線131)へ